

出納員その他の会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十九号

出納員その他の会計職員に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前																																			
<p>（出納員の任命）                      第四条（略）                      一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、契約・調達管理課長及び担当課長                      二・三（略）                      2―7（略）</p>				<p>（出納員の任命）                      第四条（略）                      一 会計管理部の会計総務課長、審査指導課長、契約・調達管理課長及び担当監                      二・三（略）                      2―7（略）</p>																																			
<p>（会計管理者の事務の一部の委任）                      第八条（略）                      2―4（略）</p>				<p>（会計管理者の事務の一部の委任）                      第八条（略）                      2―4（略）</p>																																			
<p>5 知事は、必要に応じ、会計管理者をして、その事務の一部を、第四条第七項の規定により任命した出納員に委任させるものとする。</p>				<p>5 知事は、必要に応じ、会計管理者をして、その事務の一部を、第四条第六項の規定により任命した出納員に委任させるものとする。</p>																																			
<p>別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>機 関</td> <td>出納員</td> <td>臨時の出納員</td> <td>委任事務</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部教育 改革課</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 警察本部 部総務 課</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>				機 関	出納員	臨時の出納員	委任事務	（略）	（略）	（略）	（略）	四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部教育 改革課	（略）	（略）	（略）	五 警察本部 部総務 課	（略）	（略）	（略）	<p>別表第一（第四条、第八条、第八条の二関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>機 関</td> <td>出納員</td> <td>臨時の出納員</td> <td>委任事務</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部高校 入学者 選抜制 度推進 課</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>五 警察本部 部総務 課</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> </table>				機 関	出納員	臨時の出納員	委任事務	（略）	（略）	（略）	（略）	四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部高校 入学者 選抜制 度推進 課	（略）	（略）	（略）	五 警察本部 部総務 課	（略）	（略）	（略）
機 関	出納員	臨時の出納員	委任事務																																				
（略）	（略）	（略）	（略）																																				
四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部教育 改革課	（略）	（略）	（略）																																				
五 警察本部 部総務 課	（略）	（略）	（略）																																				
機 関	出納員	臨時の出納員	委任事務																																				
（略）	（略）	（略）	（略）																																				
四（略） 教育委員会事務局学 びの変 革推進 部高校 入学者 選抜制 度推進 課	（略）	（略）	（略）																																				
五 警察本部 部総務 課	（略）	（略）	（略）																																				

七	七の七	略	三の六・二の六	六	
	警察本部 刑事部 犯罪組織 策第一課	(略)	(略)	(略)	
	庶務事務を担当する 管理官、 課長代理、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	(略)	(略)	(略)	長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。
	次席	(略)	(略)	(略)	
	一 警察本部 刑事部組織 犯罪対策第 一課、組織 犯罪対策第 二課及び組 織犯罪対策 第三課に係 る資金前渡 に係る現金 の出納及び 保管	(略)	(略)	(略)	

七	七の七	略	四の六・三の六	六	二の五
警察本	警察本部 刑事部 犯罪組織 策第一課	(略)	(略)	警察本部 総務部 情報部 管理課	警察本部 総務部 広報課
庶務事	庶務事務を担当する 管理官、 課長代理、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	(略)	(略)	庶務事務を担当する 管理官、 課長代理、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。	庶務事務を担当する 管理官、 課長代理、 長補佐 又は係 長(同) 相当職 を含む。
次席	次席	(略)	(略)	次席	次席
	一 警察本部 刑事部組織 犯罪対策第 一課及び組 織犯罪対策 第二課に係 る資金前渡 に係る現金 の出納及び 保管	(略)	(略)	一 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	一 当該課に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管

一十	四の十・三の十		二の十	略	八の
所務事務 西部 総務	(略)		警察本部 警備部 公安課	(略)	(略)
参事	(略)		庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	(略)	(略)
長	(略)		次席	(略)	(略)
一 当該出納 員の所属す る所の会計 事務(法第 百七十条第 二項第二号 及び第七号 に規定する 会計事務を	(略)		一 警察本部 警備部(機 動隊を除く。 に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	(略)	(略)

一十	五の十・四の十	三の十	二の十	略	八の
所務事務 西部 総務	(略)	警察本部 警備部 警備課	警察本部 警備部 公安課	(略)	刑事部 組織課 犯罪対 策第三 課
参事	(略)	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	庶務事務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。	(略)	務を担 当する 管理官、 課長代 理、課 長補佐 又は係 長(同 相当職 を含む。
長	(略)	次席	次席	(略)	(略)
一 当該出納 員の所属す る所の会計 事務(法第 百七十条第 二項第二号 及び第七号 に規定する 会計事務を	(略)	一 警察本部 警備部警備 課及び危機 管理課に係 る資金前渡 に係る現金 の出納及び 保管	一 警察本部 警備部公安 課及び外事 課に係る資 金前渡に係 る現金の出 納及び保管	(略)	(略)

除く。以下この項において同じ。  
）のうち、総務課の分掌事務に係るもの（広島県西部建設事務所に係るもの、広島県西部県税事務所所掌に属する県税に係るもの及び旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）

二 (略)

三 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関を経由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管

除く。以下この項において同じ。  
）のうち、総務課の分掌事務に係るもの（広島県西部農林水産事務所水産第二課及び広島県西部建設事務所に係るもの、広島県西部県税事務所所掌に属するもの並びに旅費システムにより処理する旅費に係るものを除く。）

三二 (略)

三 当該出納員の所属する課の会計事務のうち、広島県西部農林水産事務所水産第二課に係るもの（県税外収入に係る現金の出納及び保管を除く。）  
四 当該出納員の所属する課において庶務事務を所掌する機関（広島県西部農林水産事務所水産第二課）を除く。）を理由することにより処理する事務に伴う県税外収入に係る現金の出納及び保管



十二		十二						九十						略	八					
		(略)		環境 民局		総務 局	(略)		総務 局	研究 開発 総務 局	成支 援チ ーム	施策 形	総務 局	面チ 一	総務 局	進チ 一	DX 推 進チ 一	総務 局	(略)	健康 福 祉局 健 康危 機 管理 課
		(略)		(略)		(略)	(略)		(略)		長担 当課		長担 当課		長担 当課	長担 当課	(略)	(略)	課長	
		(略)						(略)						(略)	一 二 当該出納員の 所屬する機関の 所掌に属する県 税外収入に係る 現金の出納及び 保管					

十二	一十二	十二						九十						略	八											
	健康 福 祉局	(略)		健康 福 祉局	環境 民局	地域 政 策局	総務 局	(略)	進チ 一	島サ ミ	地域 政 策局	地域 政 策局	研究 開発 総務 局	成支 援チ ーム	施策 形	総務 局	面チ 一	総務 局	進チ 一	DX 推 進チ 一	総務 局	(略)	健康 福 祉局 健 康危 機 管理 課			
	当課 長	対策 担	感 染 症	イ ル ス	ロ ナ ウ	新 型 コ ロ ナ	(略)	当課 長	対策 担	感 染 症	イ ル ス	ロ ナ ウ	新 型 コ ロ ナ	(略)	課長	策担 当	交 通 対	(略)			政策 監		政策 監		政策 監	課長
	一 当該出納員の 分掌事務に係る 県税外収入に係 る現金の出納及 び保管						(略)						(略)	一 (略)												

備考	略	五十二	四十二	三十二	二	一
(略)	(略)	総務局 研究開 発課	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	参事	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	一 総務局研究開 発課及び総合技 術研究所企画部 に係る資金前渡 に係る現金の出 納及び保管	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(第五条、第九条関係)

機関	略	五	略	略	略	略
出納員	健康福 祉局健 康危機 管理課	健康福 祉局健 康危機 管理課	健康福 祉局健 康危機 管理課	健康福 祉局健 康危機 管理課	健康福 祉局健 康危機 管理課	健康福 祉局健 康危機 管理課
事務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考	略	五十二	四十二	二	二
(略)	(略)	総務局 研究開 発課	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	参事	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第四(第五条、第九条関係)

機関	略	五	略	略	略	略
出納員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員	健康福 祉局新 型コロナ ウイルス 感染症 対策担 当出納 員
事務	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

略				
略	略			
略	略			
略				

  

略					
略	略	二課 水産第 事務所	林水産 事務所	西部農 務部	広島県 く。所 を除
略	略	員所出 納支	務事 務支	西部 務部	広島 島総 県
略					